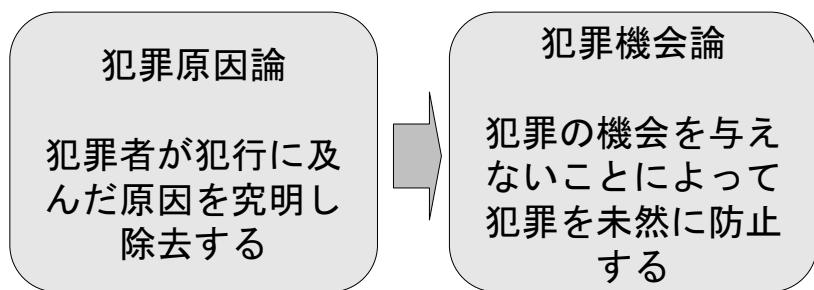


犯罪予防理論の潮流

一原因論から機会論へ

犯罪予防の基本的考え方は、1980年代より犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し除去する「犯罪原因論」から、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止する「犯罪機会論」へと転換してきている。



犯罪予防政策の潮流

施設のハード面の計画や設計だけでなく、地域コミュニティ自身の努力による犯罪予防と、警察や地方自治体の各機関の連携の強化の取り組みも含めた総合的な防犯対策へ。

アメリカでは、1970年代後半より「コミュニティ防犯」と総称される防犯対策を推進。それは「防犯環境設計」のほか、個人や近隣単位の「市民防犯活動」と、パトロールをはじめとした「地域警察活動」によって構成された。

イギリスでは、1984年に新しい犯罪予防政策を発表。**①地域コミュニティ自身の努力が必要**、**②警察と地方自治体の共同が必要**、**③犯罪のパターンは地域によって異なるため地域の実情に即した政策をなすべき**、**④防犯環境設計を通じて犯罪の機会を減少させる事が最善の手段である**ことの4つの基本方針を示した。

割れ窓理論とその効果

環境を改善することにより、犯罪を防止する。

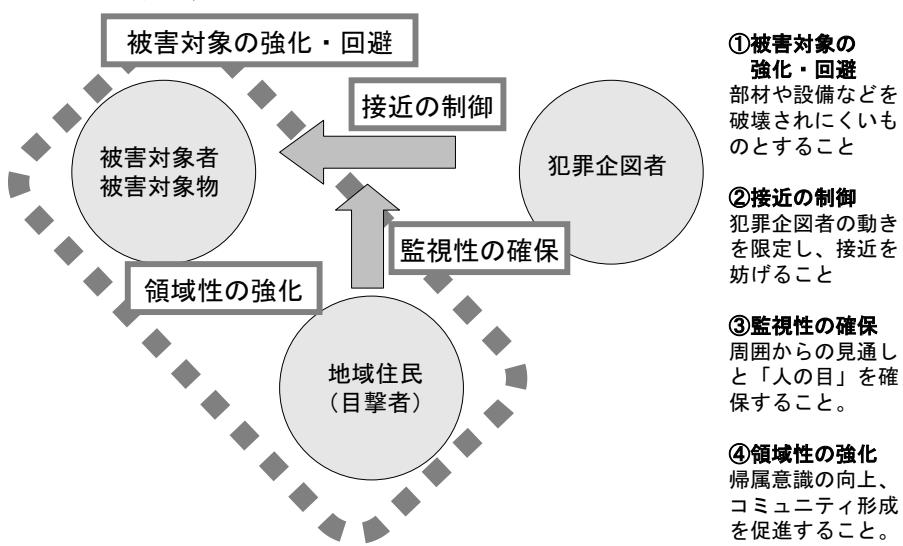
アメリカの犯罪学者G・ケリングらによって提唱された理論。1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうことを例に、ひとつの無秩序を放置すると、地域社会の秩序維持機能が弱まり、犯罪が増加するという考え方。

この理論は、1994年にニューヨーク市のジュリアーニ市長により実践された。制服警察官を増員して、できる限り現場に出て市民と接するようにし、「徒步」による徹底したパトロールを行なうとともに、万引き、無賃乗車、落書きなどの軽微な犯罪の取り締まりを強化した。

この結果、重犯罪（殺人、強姦、強盗、傷害、家宅侵入、窃盗、自動車泥棒）は一貫して減少し、1994年には407,141件だった犯罪件数が、1999年には約202,106件と半数を切るまでになった。

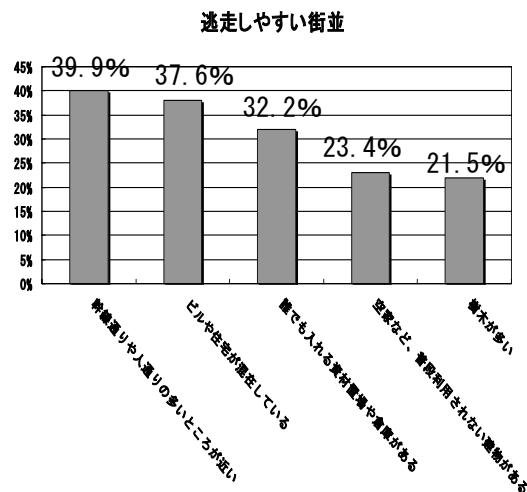
環境設計による犯罪予防

防犯環境設計を構成する次の4つの手法を組み合わせて実施することが、犯罪に強い地域をつくる。



犯罪者の行動分析と犯罪機会

	1位	2位
街区レベル	人通りが少なく、見咎められない	居住者が互いに無関心で、よそ者が入りやすい
街路レベル	人通りが少なく、見咎められない 街の性格や造りからみて、犯行後逃げやすい	身を潜めるものが多い
特定地点レベル	狙った被害者やモノがある	周囲から怪しまれず、狙った被害者（建物）に近寄れる



犯罪者の行動分析：「やりやすい」と感じる理由

犯罪を誘発する機会の除去

「犯罪の発生しにくいまちづくり」

ハード面

明るく見通しの良い道路や公園の設計をすること

防犯の視点も踏まえた建物の設計をすること

都市施設整備を担う市行政の果たす役割

ソフト面

市民が、行政や警察、事業者と連携・協力しながら自主的に防犯活動を行うこと

防犯活動を通じて地域の体感治安を改善すること

市民が自主的に取組む防犯活動への支援

機会を生じさせないことで犯罪を抑止するため、全国的にハードとソフトの両面において、「犯罪の発生しにくいまちづくり」が行われている

安全・安心まちづくりの 全国的動向

安全・安心まちづくり推進要綱(平成12年2月 警察庁 制定)

安全・安心まちづくりの定義

「安全・安心まちづくり」とは、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組みのことをいう。

安全・安心まちづくりの3つの取組み

1. 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所を対象とした取組み
2. 共同住宅を対象とした取組み
3. 資機材の整備等

平成12年2月、警視庁は「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定し「犯罪防止に配慮した環境設計活動」を地域で具体化するための基準を示した。

平成18年5月、社会状況の変化に合わせ、防犯のための連携の基本的考え方を明確にすることや、道路、公園の環境設計の基準をモデル地区から一般に拡大するなどの改正が行なわれた。

「犯罪に強い地域社会」再生プラン

(平成16年6月 警察庁 策定)

自主防犯活動の拠点・基盤の整備

地域安全安心ステーション

- ・ 安全安心パトロールの出動拠点
- ・ 安全安心情報の集約・発信拠点
- ・ 安全安心のための自主的活動の参加拡大の拠点

安全安心パトロール車両の防犯効果向上の支援

- ・ 青色回転灯の装備

効果的な自主防犯活動の実施に向けた支援

安全安心パトロール・サポート制度

消防との連携

- ・ 安全安心パトロール活動等での協力

「子ども110番の家」との連携

安全安心パトロールの補完・代替措置

平成16年6月、警察庁は地域住民の自主防犯活動の活性化方策として「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定。

犯罪に強い社会の実現のための行動計画 (平成15年12月 犯罪対策閣僚会議 決定)

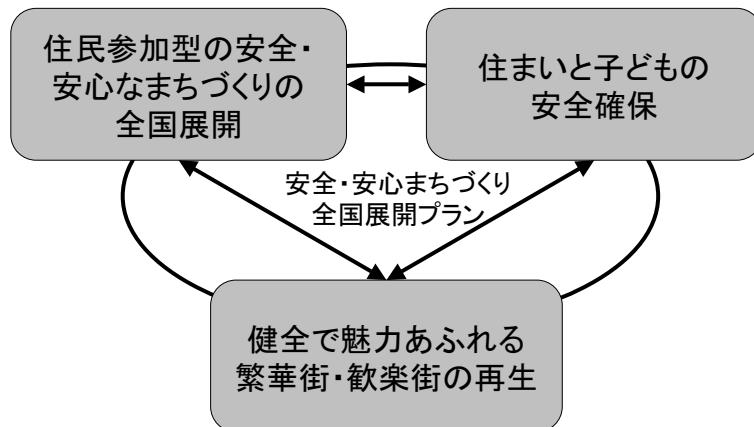
治安回復の3つの視点

- 国民が自らの安全を確保するための活動の支援
- 犯罪の生じにくい社会環境の整備
- 水際対策を始めとした各種犯罪対策

平成15年12月18日、犯罪対策閣僚会議において、5年後を目処に治安の回復を目的とした「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—「世界一安全な国、日本」の復活を目指して—」を策定。

安全・安心まちづくり全国展開プラン (平成17年6月 犯罪対策閣僚会議、都市再生本部 合同決定)

3つの重点課題



平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において「安全・安心まちづくり全国展開プラン」を決定。